

湯沢市若者女性未来応援助成金交付要綱

令和2年3月31日

告示第55号

湯沢市若者等にぎわい創出イベント開催助成金交付要綱（平成28年湯沢市告示第80号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、若者女性未来応援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この助成金は、民間団体又は事業所等（以下「団体等」という。）が自ら企画し、運営する若者の交流又はにぎわいの創出、若しくは地域や職場における女性の活躍の推進に資する事業（以下「事業」という。）の開催に要する経費の一部を助成することにより、若者や女性の活力を生かしたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（助成対象事業）

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- （1）若者の交流又はにぎわいの創出を目的とする事業
- （2）独身男女の出会い又は結婚支援を目的とする事業
- （3）地域又は職場における女性の活躍の推進を目的とする事業
- （4）前3号に掲げるもののほか、前条の規定による目的の達成が期待できる事業

2 前項の規定にかかわらず、事業が次に掲げる場合に該当するときは、助成金の交付の対象としない。

- （1）参加者が特定される場合
- （2）営利を主たる目的としていると認められる場合
- （3）政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められる場合
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者が実施する場合

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反する場合

(6) 事業を実施する年度の2月末日までに事業が完了しない場合

(助成対象者)

第4条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に主な活動の拠点がある団体等であって、事業を確実に遂行できると認められる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

(1) 市税等を滞納している者

(2) 市からの補助金を恒常的に受けている者

(3) 事業を実施する年度において、この告示の規定による同一の事業で交付決定を受けた者

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成の対象としな

(1) 事業の開催に直接関係しない団体等の恒常的な運営経費

(2) 事業終了後も団体等の恒常的な財産となる備品購入費

(3) 領収書等で事業の経費として確認できない経費

(4) 団体等の構成員に支出する報償費、食糧費等

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費に別表第2に掲げる助成率を乗じて得た額とし、同表に掲げる助成限度額を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、若者女性未来応援助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、助成金交付の可否を決定し、若者女性未来応援助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、にぎわい創出事業及び女性活躍推進事業に係る審査については、プレゼンテーション方式により行うものとする。

（事業内容の変更）

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、若者女性未来応援助成事業変更申請書（様式第3号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、事業内容の変更を承認したときは、速やかに若者女性未来応援助成事業変更承認兼変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（概算払）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定額の10分の10以内の額を概算払することができる。

2 交付決定者は、概算払の請求をしようとするときは、若者女性未来応援助成金概算払請求書（様式第5号。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、交付決定者から概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、当該請求書を受領した日から起算して14日以内に補助金を交付することができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、14日以内に若者女性未来応援助成事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支精算書及び収支に係る領収書
- (2) チラシ、開催状況がわかる写真等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、検査終了後、交付すべき助成金の額を確定し、若者女性未来応援助成金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、若者女性未来応援助成金完了払請求書（様式第8号。以下「完了払請求書」という。）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、完了払請求書の提出があったときは、当該請求書を受領した日から起算して14日以内に交付決定者に対して助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は、助成金の交付を受けた交付決定者が、この告示の規定に違反して、虚偽その他不正な手段で助成金の交付を受けたと認められる場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日告示第97号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前の告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（検討）

2 市長は、令和8年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年3月30日告示第79号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

項目	助成対象経費	備考
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ、アルバイト等の賃金（団体等構成員への支払いは除く。）	申請時には、収支予算書に積算根拠を明記すること。
報償費	講師、各分野専門家等への謝礼等（団体等構成員への支払いは除く。）	申請時には、講師の略歴等を説明した資料を添付すること。
需用費	単価3万円未満の物品（消耗品費、材料費等）、燃料費等	申請時には、収支予算書に積算根拠を明記すること。
委託費	事業を行う上で、専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合に要する経費	申請時には、収支予算書に委託内容等の積算根拠を明記すること。
印刷製本費及び広告料	ポスター、チラシ等の作成、ラジオ、新聞等広告費	申請時には、収支予算書に積算根拠を明記すること。
使用料及び賃借料	会場、設備、備品等の使用料及び賃借料（冷暖房費含む）	申請時には、収支予算書に会場名、単価、使用時間等を明記すること。
通信運搬費	郵送料（ハガキ、切手等）、通信費等	申請時には、収支予算書に積算根拠を明記すること。
食糧費	事業に密接に関わる食糧費（団体等構成員への支払いは除く）	申請時には、収支予算書に単価、人数等の積算根拠を明記すること。
その他	イベント開催にかかる保険料等 その他必要と認められる経費	申請時には、収支予算書に積算根拠を明記すること。

別表第2（第6条関係）

きっかけづくり事業

助成率	助成限度額	助成期間
助成対象経費の10分の10以内	10万円	3年を限度とする

にぎわい創出事業、女性活躍推進事業

事業実施年	助成率	助成限度額(下限額)	助成期間
1年目	助成対象経費の10分の10 以内	50万円(下限を5万 円とする。)	5年を限度とする
2年目	助成対象経費の10分の9 以内	40万円(下限を5万 円とする。)	
3年目	助成対象経費の10分の8 以内	30万円(下限を5万 円とする。)	
4年目及び 5年目	助成対象経費の10分の5 以内	20万円(下限を5万 円とする。)	